

平成 20 年 5 月 16 日

各位

会 社 名 株式会社イージーユーズ  
代 表 者 名 代表取締役社長 西澤 岳志  
(コード番号：2495 札証アンビシヤス)  
問 合 せ 先  
役 職 ・ 氏 名 取締役 岩崎 秀樹  
電 話 03-3275-1663

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 16 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 20 年 6 月 18 日開催予定の第 8 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるために事業目的を追加するとともに、前事業年度において撤退したライフスタイル事業についての事業目的を削除するため、現行定款第 2 条(目的)の変更を行うものであります。
- (2) 当社は平成 19 年 10 月 17 日に実施した第三者割当増資によって資本金の額が 5 億円以上となり、会社法第 2 条第 6 号に規定される大会社に該当することとなりました。それにより、同法第 328 条第 1 項の規定に基づき監査役会及び会計監査人の設置が必要となりましたので、現行定款に必要な規定の新設、修正など所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 20 年 6 月 18 日
定款変更の効力発生日	平成 20 年 6 月 18 日

以上

※別紙

(下線は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を行なうことを目的とする。</p> <p>1. ～13. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>14. 労働者派遣事業</u></p> <p><u>15. 有料職業紹介事業</u></p> <p><u>16. 家具、建材、住宅設備機器の輸出入、販売及び取付工事業務</u></p> <p>17. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>18. 前各号に付随関連する一切の業務</u></p> <p>第3条～第28条 (条文省略)</p> <p><u>第5章 監査役</u></p> <p>(監査役の設置)</p> <p>第29条 当社は、<u>監査役を置く。</u></p> <p>第30条～第32条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を行なうことを目的とする。</p> <p>1. ～13. (現行どおり)</p> <p><u>14. ウェブサイトの企画、制作、運用及び売買業務</u></p> <p><u>15. 労働者派遣事業</u></p> <p><u>16. 有料職業紹介事業</u> (削除)</p> <p>17. (現行どおり)</p> <p><u>18. 損害保険の代理業務</u></p> <p><u>19. 生命保険の募集業務</u></p> <p><u>20. 前各号に付随関連する一切の業務</u></p> <p>第3条～第28条 (現行どおり)</p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第29条 当社は、<u>監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p>第30条～第32条 (現行どおり)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第33条 常勤監査役は監査役会の決議によって選任する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(監査役会の決議方法)
	第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>
(新設)	(監査役会の議事録)
	第36条 <u>監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u>
(新設)	(監査役会規定)
	第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める、監査役会規定による。</u>
(報酬等)	(報酬等)
第33条 (条文省略)	第38条 (現行どおり)
(監査役の責任免除)	(監査役の責任免除)
第34条 (条文省略)	第39条 (現行どおり)
	第 6 章 <u>会計監査人</u>
(新設)	(会計監査人の設置)
	第40条 <u>当社は、会計監査人を置く。</u>
(新設)	(選任方法)
	第41条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>
(新設)	(任期)
	第42条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
	2. <u>会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
(新設)	(報酬等)
	第43条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第<u>6</u>章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第<u>35</u>条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第<u>36</u>条 (条文省略)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第<u>37</u>条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第<u>38</u>条 (条文省略)</p>	<p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第<u>44</u>条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第<u>7</u>章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第<u>45</u>条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第<u>46</u>条 (現行どおり)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第<u>47</u>条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第<u>48</u>条 (現行どおり)</p>